

議案第 37 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 6 月 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

国の法改正及び市税条例の改正により DV 被害者等の支援措置が明確化されることを受け、固定資産課税台帳等の閲覧及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付の手数料について、DV 被害者等の住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をした場合が含まれる旨を明記するほか、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(27)まで（略）	（略）	（略）
(28) 地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧	固定資産課税台帳の閲覧手数料	1件 300円
<u>(29) 地方税法第387条第3項の規定に基づく土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの閲覧及び交付</u>	土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの閲覧 <u>及び交付</u> 手数料	1件 300円
<u>(30)から(129)まで</u> （略）	（略）	（略）

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(27)まで（略）	（略）	（略）
(28) 地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)	固定資産課税台帳の閲覧手数料	1件 300円
<u>(29) 地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交</u>	<u>固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付</u> 手数料	1件 300円

付(同法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)		
(30) 地方税法第 387 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づく土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの閲覧(同法第 382 条の 4 に規定する土地名寄帳又は家屋名寄帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)	土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの閲覧手数料	1件 300円
(31)から(130)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 第 28 号左欄の改正規定（「閲覧」の次に「(同法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える部分に限る。）、同表第 29 号左欄の改正規定（「閲覧」の次に「(同法第 382 条の 4 に規定する土地名寄帳又は家屋名寄帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える部分に限る。）及び同表中第 29 号を第 30 号とし、第 28 号の次に 1 号を加える改正規定（「(同法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」に係る部分に限る。）は、民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。